

「空き家」でお悩みの方 ご相談下さい!

近年、増加する空き家が社会問題となっている事をご存知ですか?

家は人がいないと害獣・害虫の温床になりやすく近隣迷惑にもなり、地域によっては景観上の問題にも発展しています。また、不法侵入や不法占拠、放火などの犯罪も増加しやすくなってしまいます。

対策として各自治体では、所有者に対し指導、勧告、命令、行政代執行を行うことができますとする条例を定めています。いずれにしても、お持ちの空き家をそのままにしておくのはもったいないと思いませんか?

当社では、管理方法、活用方法についてアドバイスさせていただきます。お気軽にご相談下さい。



ビジネスプロデューサー道幸武久氏をお迎えして、問題解決策、成功実現への道筋など「成功に導くプロデューサー法」をお聞かせいただきました。中でも「潜在意識」への働きかけのお話しでは、人はたった3%の能力しか使っておらず、残りの力を目覚めさせる方法をご教授いただき、とてもユニークな研修会となりました。当社もユニークセールスポジションを「家族」とし、今後もソーシャルネットワークによる発信を続けていきたいと思っています。

青年部会・女性部会研修会を受けました。
3つの力アップによるビジネス成功の実現!

読力・ロコミカ・コミュニティー構築力の向上



FUJI TIMES

春号

ゴールデンウィーク

GWは5月3日(水)から5月7日(日)までお休みをいただきます。皆様も素敵な休日を



知ってる?

税務知識

不動産に関する税金の改正



平成二十九年年度税制改正により、所得税額の特別控除の対象となる工事に一定の耐久性向上改修工事が加えられることとなります。

- 「一定の耐久性向上改修工事」とは
 - ①小屋根
 - ②外壁
 - ③浴室・脱衣室
 - ④土台
 - ⑤軸組等
 - ⑥床下
 - ⑦基礎
 地盤に関する劣化対策工事、⑧給排水管・給湯管に関する維持管理・更新を容易にするための工事での、次の要件を満たすものをいいます。

(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づくものであること。

(ロ) 改修部位の劣化対策並びに維持管理および更新の容易性が、いずれも増改築による長期優良住宅の認定基準に新たに適合すること。

(ハ) 工事費用の合計額が五十万円を超えること。

居住用家屋を平成二十九年四月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間に自己の居住の用に供する場合に適用されます。

年末ローン控除残高等の二%

又は一%を居住年以後五年間

の各年の所得税額から控除す

る制度であり、住宅ローンが

無くても工事費用相当額の一

〇%を居住年の所得税額から

控除することができ、

尚、個人が既存住宅に改修工

事等を行った場合には「標準

的な工事費用相当額」の一〇

%を居住年の所得税額から控

除でき、それぞれの控除額がお

あります。詳細はお気軽にお

問い合わせ下さい。

私のおススメ店

名古屋市千種区若水の洋菓子店「Giraffe」。看板商品は生成りマカロン。外はサクッ、中はフワツとしていて、いちご、ブルーベリー、パネラ、よもぎ等、素材そのものの風味をしっかりと感じることができます。カラフルな見た目もとってもキュートなので贈り物としても最適です。



ありがとうございました!

売約済

新築分譲住宅
東区代官町



売却物件大募集!

大切な不動産の売却はプロお任せください。親身になって対応させていただきます。



〒461-0002 名古屋市東区代官町 26 番 11 号

Tel 052-935-1073

Fax 052-935-1083

Mail info@fuji-fudousan.jp